

登校前48時間以内のPCR検査陰性証明の提示がなくなりました
解熱後24時間以内の登校制限がなくなりました
同居家族の体調不良による登校制限・早退がなくなりました

新型コロナウイルスに感染した場合							
療養期間	症状が発現した日を1日目として7日を経過するまで						
	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
症状あり(児童生徒本人)	発症日	7日間の療養期間を経過後登校可					
症状なし(児童生徒本人)	検体採取日						
同居家族が陽性の場合	感染者が上記の療養期間を終了後登校可						

児童生徒本人に体調不良症状がある場合(アレルギーなどを除く)	
体調不良症状	症状の消失後登校可

家庭での健康観察について

登校日の朝と夜にお子様の健康観察をし、以下のようにFormsでの報告をお願いします。

- ①方法 右のQRコードからリンクする専用フォームに必要事項を入力し送信して下さい。
 ※複数のお子様が生籍の場合は、お子様ごとに報告してください(1人目のデータを送信後に表示される『別の回答を送信』を選択)。
- ②時刻 授業日の朝起床後7：15までにご報告をお願いします。
- ③項目 ア 学年学級(選択) イ 出席番号(選択) ウ 氏名の最初2文字をひらがなで入力(例:北京花子⇒べき) 以下体調について回答
- ④その他 7：15分までに報告が確認できない家庭には、担任よりWeChatにて連絡します。



复课証明について

北京市教育委員会の指示により、下記の感染症に感染した場合には、医療機関または社区卫生服务で発行される复课証明を以って登校可能となります。

甲類	ペスト、コレラ
乙類	SARS、エイズ、ウイルス性肝炎、ポリオ、鳥インフルエンザ、麻疹、流行性出血熱、狂犬病、日本脳炎、デング熱、炭疽病、アメーバ赤痢、結核、腸チフス、パラチフス、流行性脳脊髄膜炎、百日咳、ジフテリア、新生児破傷風、猩紅熱、ブルセラ症、淋病、梅毒、レストピラ症、住血吸虫症、マラリア
丙類	インフルエンザ、流行性耳下腺炎、風疹、急性出血性結膜炎、ハンセン病、発疹チフス、黒熱病、エキノコックス症、フィラリア症、コレラ、アメーバ赤痢、感染性胃腸炎